

平成30年3月29日(木曜日)号外 第 13 号

発 行 호

宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 41,700円

次 目

百

○公有財産取扱規則の一部を改正する規則………(総務課) 1 ○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 2

○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則……(″)13

○宮崎県財務規則の一部を改正する規則………(財政課)23

○児童手当の支給に係る事務の委任に関する規則

の一部を改正する規則………(総務事務センター) 28

○宮崎県食品開発センター管理規則の一部を改正

する規則……………………(企業振興課)28

○宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則……………(雇用労働政策課) 28

○外部監査人となる資格を証する書面の閲覧に関

する規則の一部を改正する規則………(監査事務局)29

覫

公有財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第21号

公有財産取扱規則の一部を改正する規則

公有財産取扱規則(昭和39年宮崎県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(総合調整権)

産に関する事務の執行状況及び公有財産の現況について報告を求 め、又は総務課の職員に実地に調査させることができる。

2 [略]

(公有財産調整委員会)

第2条の4 [略]

2~7 [略]

8 調整委員会の庶務は、総務課において行う。

9 「略]

(取得事務を分掌する機関)

第3条 [略]

2 普通財産の取得に関する事務は、総務部長の監督の下に総務課 が分掌する。ただし、次の各号に掲げる普通財産の取得に関する 事務は、それぞれ当該各号に掲げる部局が分掌する。

(1)~(3) [略]

3 [略]

(管理事務を分掌する機関)

第3条の2 [略]

2 普通財産の管理に関する事務は、総務部長の監督の下に総務課 が分掌する。ただし、次の各号に掲げる普通財産の管理に関する 事務は、それぞれ当該各号に掲げる部局が分掌する。

(1)~(6) [略]

3~6 [略]

(処分事務を分掌する機関)

第2条の3 総務部長は、公有財産の管理を行う者に対し、公有財 第2条の3 総務部長は、公有財産の管理を行う者に対し、公有財 産に関する事務の執行状況及び公有財産の現況について報告を求 め、又は財産総合管理課の職員に実地に調査させることができる

改正後

2 [略]

(公有財産調整委員会)

第2条の4 [略]

(総合調整権)

2~7 [略]

8 調整委員会の庶務は、財産総合管理課において行う。

9 [略]

(取得事務を分掌する機関)

第3条 [略]

2 普通財産の取得に関する事務は、総務部長の監督の下に財産総 合管理課が分掌する。ただし、次の各号に掲げる普通財産の取得 に関する事務は、それぞれ当該各号に掲げる部局が分掌する。

(1)~(3) [略]

3 [略]

(管理事務を分掌する機関)

第3条の2 [略]

2 普通財産の管理に関する事務は、総務部長の監督の下に財産総 合管理課が分掌する。ただし、次の各号に掲げる普通財産の管理 に関する事務は、それぞれ当該各号に掲げる部局が分掌する。

(1)~(6) [略]

3~6 [略]

(処分事務を分掌する機関)

第3条の3 普通財産の処分に関する事務は、総務部長の監督の下|第3条の3 普通財産の処分に関する事務は、総務部長の監督の下 に総務課が分掌する。ただし、次の各号に掲げる普通財産の処分 に関する事務は、それぞれ当該各号に掲げる部局が分掌する。

(1)~(6) [略]

2 [略]

(合議)

第5条 部局の長は、次に掲げる場合においては、あらかじめ総務│第5条 部局の長は、次に掲げる場合においては、あらかじめ総務 部長(課の長の専決する場合にあっては、総務課長)に合議しな ければならない。

(1)~(10) [略]

(貸付料)

- ける財産の時価評価額に、土地については 100分の4、建物につ いては 100分の7を乗じた額を標準年額とし、次に掲げる金額を 加算することができる。
- (1) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭 和31年法律第82号) に基づく交付金相当額

(2)・(3) [略]

2 • 3 [略]

(教育次長等の補助執行)

第38条 次に掲げる事務は、<u>教育次長</u>に補助執行させるものとする|第38条 次に掲げる事務は、<u>副教育長</u>に補助執行させるものとする

(1)~(3) [略]

2 • 3 [略]

(準用)

第39条 第5条 (第4号、第6号、第7号、第9号及び第10号を除 く。)並びに第2章及び第4章の規定は、前条第1項又は第2項 の規定により教育次長又は警察本部長が補助執行する場合につい て準用する。この場合において、これらの規定中「部局の長」と あるのは、「教育次長又は警察本部長」と読み替えるものとする

2 [略]

別表 (第4条の2関係)

専決者	専決事項
[略]	
総務課長	[略]

に財産総合管理課が分掌する。ただし、次の各号に掲げる普通財 産の処分に関する事務は、それぞれ当該各号に掲げる部局が分掌 する。

(1)~(6) [略]

2 「略]

(合議)

部長(課の長の専決する場合にあっては、財産総合管理課長)に 合議しなければならない。

(1)~(10) 「略]

(貸付料)

- 第16条 公有財産の貸付料は、別に定めのあるもののほか、貸し付|第16条 公有財産の貸付料は、別に定めのあるもののほか、貸し付 ける財産の時価評価額に、土地については 100分の4、建物につ いては 100分の7を乗じた額を標準年額とし、次に掲げる金額を 加算することができる。
 - (1) 国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)に 基づく交付金相当額

(2)・(3) [略]

2 • 3 [略]

(副教育長等の補助執行)

(1)~(3) [略]

2 • 3 [略]

(準用)

第39条 第5条 (第4号、第6号、第7号、第9号及び第10号を除 く。)並びに第2章及び第4章の規定は、前条第1項又は第2項 の規定により副教育長又は警察本部長が補助執行する場合につい て準用する。この場合において、これらの規定中「部局の長」と あるのは、「副教育長又は警察本部長」と読み替えるものとする

2 「略]

別表(第4条の2関係)

専決者	専決事項
[略]	
財産総合管理課長	[昭]

別記様式第2号(その1)中「総務課」を「財産総合管理課」に改める。

別記様式第5号の2及び別記様式第5号の5中「総務課」を「財産総合管理課」に改める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第22号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

П			改正前						改正後			
	別表(第2条関係	系)				别	表(第2条関	[係]				
П	出先機関	委	任	事	務		出先機関	委	任	事	務	
	の長						の長					

	宮崎県公報	Ž	平月	成 30 年 3 月 29 日(木曜日) 号外 第 1
[略]			[略]	
県税・総	1 [略]		県税・総	1 [略]
務事務所	2 旅券法(昭和26年法律第 267号)による次の		務事務所	2 旅券法(昭和26年法律第 267号)によると
長	事務(宮崎県税・総務事務所を除く。)		長	事務(宮崎県税・総務事務所を除く。)
	(1)~(5) [略]			(1)~(5) [略]
	(6) 第10条第1項本文の規定による返納の受			(6) 第10条第1項の規定による返納の受理
	理に関すること。			関すること。
	(7) 第10条第 1 項ただし書の規定による申請			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	の受理に関すること。			
	(8)~(13) [略]			(7)~(12) [略]
	3 旅券法施行令(平成元年政令第 122号)第4			3 旅券法施行令(平成元年政令第 122号)第
	条第1項第6号の規定による書面の交付に関す			条第1項第5号の規定による書面の交付に関
	ること(宮崎県税・総務事務所を除く。)。			ること(宮崎県税・総務事務所を除く。)。
	4・5 [略]			ること (古町宗代・総務事務別を除く。)。 4・5 [略]
西臼杵支	1~2の3 「略]		西臼杵支	1~2の3 「略]
庁長	3 児童福祉法(昭和22年法律第 164号)による		庁長	3 児童福祉法(昭和22年法律第 164号)に。
	次の事務			次の事務
	(1)~(7) [略]			(1)~(7) [略]
	(8) 児童福祉法第56条の規定に基づく費用の			(8) <u>第56条第2項の規定による</u> 費用の徴収
	徴収に関する規則(昭和40年宮崎県規則第20日)に対する場所の徴収に関するスト(日本			関すること(母子生活支援施設及び助産が
	号)に基づく費用の徴収に関すること(母子			に係るものに限る。)。
	生活支援施設及び助産施設に係るものに限る			
	0)0			
	3の2~4の2 [略]			3の2~4の2 [略]
	4の3 老人福祉法等の一部を改正する法律(平			
	成2年法律第58号)附則第11条第1項ただし書			
	<u>の規定により従前の例によることとされる費用</u>			
	の徴収に関すること。			
	5 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の			5及び6 削除
	一部を改正する等の法律(平成12年法律第 111			
	号)附則第19条第2項の規定によりなお従前の			
	例によることとされる費用の徴収に関すること			
	<u>o</u>			
	6 削除			
	7 [略]			7 [略]
	7の2 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支			7の2 障害児福祉手当及び特別障害者手当の
	給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)に			給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)
	よる次の事務			よる次の事務
	(1)~(3) [略]			(1)~(3) [略]
	(4) 第5条の規定による障害児福祉手当の現			(4) 第5条 <u>(第13条第1項において準用</u> っ
	況の届出の受理に関すること。			場合を含む。)の規定による障害児福祉号
				の現況の届出の受理に関すること。
	(5) 第6条の規定による障害児福祉手当の支			(5) 第6条 <u>(第13条第2項において準用す</u>
	給停止の通知に関すること。			場合を含む。)の規定による障害児福祉
				の支給停止の通知に関すること。
	(6) 第7条の規定による障害児福祉手当の氏			(6) 第7条 (第13条第1項において準用す
	名変更の届出の受理に関すること。			場合を含む。)の規定による障害児福祉
				の氏名変更の届出の受理に関すること。
	(7) 第8条の規定による障害児福祉手当の住			(7) 第8条(第13条第1項において準用する
	所変更の届出の受理に関すること。			場合を含む。)の規定による障害児福祉
	川及又や田田や又在に関するここ。			<u>物日で含む。</u> の焼たによる障害允価値で の住所変更の届出の受理に関すること。
	(8) 第9条の規定による障害児福祉手当の受			
	(8) 弟9条の規定による障害兄偏祉于当の安 給資格喪失の届出の受理に関すること。			(8) 第9条 <u>(第13条第1項において準用では、 1988年間 1988年</u>
	桁貝恰改大の油田の文柱に関すること。 			場合を含む。)の規定による障害児福祉引

の受給資格喪失の届出の受理に関すること。

- (9) 第10条の規定による障害児福祉手当の死 亡の届出の受理に関すること。
- (10) 第11条の規定による障害児福祉手当の受 給資格喪失の通知に関すること。
- (11) 第13条において準用する第5条及び第7 条から第10条までの規定による障害児福祉手 当の現況の届出の受理に関すること。

(12)~(14) [略]

- (15) 第16条において準用する第5条の規定に よる特別障害者手当の現況の届出の受理に関 すること。
- (16) 第16条において準用する第6条の規定に よる特別障害者手当の支給停止の通知に関す ること。
- (17) 第16条において準用する第7条の規定に よる特別障害者手当の氏名変更の届出の受理 に関すること。
- (18) 第16条において準用する第8条の規定に よる特別障害者手当の住所変更の届出の受理 に関すること。
- (19) 第16条において準用する第9条の規定に よる特別障害者手当の受給資格喪失の届出の 受理に関すること。
- (20) 第16条において準用する第10条の規定による特別障害者手当の死亡の届出の受理に関すること。
- (21) 第16条において準用する第11条の規定に よる特別障害者手当の受給資格喪失の通知に 関すること。
- (22) 第16条において準用する第13条において 準用する第5条及び第7条から第10条までの 規定による特別障害者手当の現況の届出の受 理に関すること。

(23) • (24) [略]

7の3~13の2 [略]

- 14 ひなたGAP認証制度実施要綱(平成29年8 月1日定め)による次の事務
 - (1) [略]

<u>(2)</u> [略]

- (9) 第10条<u>(第13条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による障害児福祉手当の死亡の届出の受理に関すること。
- (10) 第11条<u>(第13条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定による障害児福祉手当の受給資格喪失の通知に関すること。

(11)~(13) [略]

- (14) 第16条において準用する第5条 (第13条 第1項において準用する場合を含む。)の規 定による特別障害者手当の現況の届出の受理 に関すること。
- (15) 第16条において準用する第6条 (第13条 第2項において準用する場合を含む。)の規 定による特別障害者手当の支給停止の通知に 関すること。
- (16) 第16条において準用する第7条 (第13条 第1項において準用する場合を含む。)の規 定による特別障害者手当の氏名変更の届出の 受理に関すること。
- (17) 第16条において準用する第8条 (第13条 第1項において準用する場合を含む。)の規 定による特別障害者手当の住所変更の届出の 受理に関すること。
- (18) 第16条において準用する第9条 (第13条 第1項において準用する場合を含む。)の規 定による特別障害者手当の受給資格喪失の届 出の受理に関すること。
- (19) 第16条において準用する第10条 (第13条 第1項において準用する場合を含む。)の規 定による特別障害者手当の死亡の届出の受理 に関すること。
- (20) 第16条において準用する第11条 (第13条 第2項において準用する場合を含む。)の規 定による特別障害者手当の受給資格喪失の通 知に関すること。

(21) · (22) [略]

7の3~13の2 [略]

- 14 ひなたGAP認証制度実施要綱(平成29年8 月1日定め)による次の事務
 - (1) [略]
 - (2) 第7条第1項の規定による審査に関する こと。
 - (3) 第12条第1項の規定による維持審査に関すること。
 - (4) 第12条第2項の規定による指示に関する こと。
- <u>(5)</u> [略]

15 · 16 「略]

16の2 家畜改良増殖の取組に係る検定実施方法 及び基準等について(平成18年6月23日付け18 生畜第 899号農林水産省生産局畜産部畜産振興 課長通知) に基づく基礎雌牛群整備に係る基礎 雌牛の選定、選定牛の飼養管理契約の締結及び 認定証の交付に関すること。

17~37 [略]

- 37の2 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54 号)による次の事務
 - (1) 第22条の8第1項第5号から第9号まで の規定による届出の受理に関すること。
 - (2) 第22条の8第1項第10号の規定による協 議に関すること。
 - (3) 第22条の11第1項第3号又は第4号の規 定による届出の受理に関すること。
 - (4) 第22条の11第5号の規定による協議に関 すること。

37の3~37の5 [略]

37の6 宮崎県県営林林産物売払規程 (昭和49年 宮崎県告示第 338号の3) に基づく林産物(主 伐に係るものを除く。) の売払いに関すること

37の7・38 「略]

- 39 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)による次の事務(森林法第19条第1項第1号 の規定により知事が同項の事項を処理する場合 (当該森林の全部が西臼杵支庁の所管区域内に あるときに限る。)に限る。)
 - (1) 第19条の7第3項の規定による通知に関 すること。
 - (2) [略]

39の2~66 [略]

「略]

福祉こど 1~1の3 [略]

もセンタ ー所長及

 $(1)\sim(7)$ [略]

2 児童福祉法による次の事務

び福祉事 務所長

(8) 児童福祉法第56条の規定に基づく費用の 徴収に関する規則に基づく費用の徴収に関す ること(母子生活支援施設及び助産施設に係 るものに限る。)。

2の2~3 [略]

- 3の2 身体障害者又は知的障害者が所有する等 の自動車等に対する自動車税、軽自動車税又は 自動車取得税の減免に係る減免を必要とする理 由に該当することの証明に関すること(18歳以 上の身体障害者及び戦傷病者に係るものを除く 。)。
- 3の3 老人福祉法等の一部を改正する法律附則 第11条第1項ただし書の規定により従前の例に よることとされる費用の徴収に関すること。
- 4 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の 一部を改正する等の法律附則第19条第2項の規 定によりなお従前の例によることとされる費用

15・16 「略]

17~37 [略]

- 37の2 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54 号)による次の事務
 - (1) <u>第60条第1項第5号から第9号まで</u>の規 定による届出の受理に関すること。
 - (2) 第60条第1項第10号の規定による協議に 関すること。
 - (3) 第63条第1項第3号又は第4号の規定に よる届出の受理に関すること。
 - (4) 第63条第1項第5号の規定による協議に 関すること。

37の3~37の5 [略]

37の6 宮崎県県営林林産物売払規程 (平成22年 3月1日定め)に基づく林産物(主伐に係るも のを除く。)の売払いに関すること。

37の7・38 「略]

- 39 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)による次の事務(森林法第19条第1項第1号 の規定により知事が同項の事項を処理する場合 (当該森林の全部が西臼杵支庁の所管区域内に あるときに限る。)に限る。)
 - (1) 第19条の6第3項の規定による通知に関 すること。
 - (2) [略]

39の2~66 「略]

「略]

福祉こど | 1~1の3 [略]

もセンタ

2 児童福祉法による次の事務

ー所長及

(1)~(7) [略]

び福祉事 務所長

(8) 第56条第2項の規定による費用の徴収に 関すること(母子生活支援施設及び助産施設 に係るものに限る。)。

2の2~3 [略]

4 身体障害者又は知的障害者が所有する等の自 動車等に対する自動車税、軽自動車税又は自動 車取得税の減免に係る減免を必要とする理由に

の徴収に関すること。

- 5 [略]
- 6 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に 関する省令による次の事務
- (1)~(3) [略]
- (4) 第5条の規定による障害児福祉手当の現 況の届出の受理に関すること。
- (5) 第6条の規定による障害児福祉手当の支 給停止の通知に関すること。
- (6) 第7条の規定による障害児福祉手当の氏 名変更の届出の受理に関すること。
- (7) 第8条の規定による障害児福祉手当の住 所変更の届出の受理に関すること。
- (8) 第9条の規定による障害児福祉手当の受 給資格喪失の届出の受理に関すること。
- (9) 第10条の規定による障害児福祉手当の死 亡の届出の受理に関すること。
- (10) 第11条の規定による障害児福祉手当の受 給資格喪失の通知に関すること。
- (11) 第13条において準用する第5条及び第7 条から第10条までの規定による障害児福祉手 当の現況の届出の受理に関すること。

(12)~(14) [略]

- (15) 第16条において準用する第5条の規定に よる特別障害者手当の現況の届出の受理に関 すること。
- (16) 第16条において準用する第6条の規定に よる特別障害者手当の支給停止の通知に関す ること。
- (17) 第16条において準用する第7条の規定に よる特別障害者手当の氏名変更の届出の受理 に関すること。
- (18) 第16条において準用する第8条の規定に よる特別障害者手当の住所変更の届出の受理 に関すること。
- (19) 第16条において準用する第9条の規定に よる特別障害者手当の受給資格喪失の届出の 受理に関すること。
- (20) 第16条において準用する第10条の規定に よる特別障害者手当の死亡の届出の受理に関

該当することの証明に関すること(18歳以上の 身体障害者及び戦傷病者に係るものを除く。)

0

5 「略]

- 6 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に 関する省令による次の事務
- (1)~(3) 「略]
- (4) 第5条<u>(第13条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による障害児福祉手当の現況の届出の受理に関すること。
- (5) 第6条<u>(第13条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定による障害児福祉手当の支給停止の通知に関すること。
- (6) 第7条 (第13条第1項において準用する 場合を含む。) の規定による障害児福祉手当 の氏名変更の届出の受理に関すること。
- (7) 第8条<u>(第13条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による障害児福祉手当の住所変更の届出の受理に関すること。
- (8) 第9条 (第13条第1項において準用する 場合を含む。) の規定による障害児福祉手当 の受給資格喪失の届出の受理に関すること。
- (9) 第10条<u>(第13条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による障害児福祉手当の死亡の届出の受理に関すること。
- (10) 第11条 (第13条第2項において準用する 場合を含む。) の規定による障害児福祉手当 の受給資格喪失の通知に関すること。

(11)~(13) [略]

- (14) 第16条において準用する第5条 (第13条 第1項において準用する場合を含む。)の規 定による特別障害者手当の現況の届出の受理 に関すること。
- (15) 第16条において準用する第6条 (第13条 第2項において準用する場合を含む。)の規 定による特別障害者手当の支給停止の通知に 関すること。
- (16) 第16条において準用する第7条 (第13条 第1項において準用する場合を含む。)の規 定による特別障害者手当の氏名変更の届出の 受理に関すること。
- (17) 第16条において準用する第8条 (第13条 第1項において準用する場合を含む。)の規 定による特別障害者手当の住所変更の届出の 受理に関すること。
- (18) 第16条において準用する第9条 (第13条 第1項において準用する場合を含む。)の規 定による特別障害者手当の受給資格喪失の届 出の受理に関すること。
- (19) 第16条において準用する第10条 (第13条 第1項において準用する場合を含む。) の規

すること。

- (21) 第16条において準用する第11条の規定に よる特別障害者手当の受給資格喪失の通知に 関すること。
- (22) 第16条において準用する第13条において 準用する第5条及び第7条から第10条までの 規定による特別障害者手当の現況の届出の受 理に関すること。

(<u>23</u>) • (<u>24</u>) [略]

7 [略]

保健所長

- 1~13の2 [略]
- 14 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45 年法律第 137号) による次の事務

(1)~(13) [略]

(14)~(17) [略]

14の2 「略]

14の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 規則(昭和46年厚生省令第35号)による次の事

(1)~(3) [略]

- (4) 第5条の3の規定による変更の許可の申 請書の受理に関すること。
- (5) 第5条の5の2 (第5条の5の4におい て準用する場合を含む。)の規定による一般 廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請書の 受理に関すること。

(6)~(8) [略]

- (9) 第5条の10の2の規定による市町村の設 置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確 認の申請書の受理に関すること。
- (10) 第5条の11の規定による申請書の受理に 関すること。
- (11) 第5条の12の規定による申請書の受理に 関すること。

(12) [略]

- (13) 第9条の2の規定による申請書の受理に 関すること。
- (14) 第10条の4の規定による申請書の受理に 関すること。
- (15) 第10条の9の規定による変更の許可の申 請書の受理に関すること。
- (16) 第10条の12の規定による申請書の受理に

定による特別障害者手当の死亡の届出の受理 に関すること。

(20) 第16条において準用する第11条(第13条 第2項において準用する場合を含む。) の規 定による特別障害者手当の受給資格喪失の通 知に関すること。

<u>(21)</u> • <u>(22)</u> [略]

7 [略]

- 保健所長 1~13の2 [略]
 - 14 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45 年法律第 137号) による次の事務
 - (1)~(13) [略]
 - (14) 第17条の2第1項の規定による届出の受 理に関すること。

(15)~(18) [略]

14の2 「略]

14の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 規則(昭和46年厚生省令第35号)による次の事

 $(1)\sim(3)$ [略]

- (4) 第5条の3第1項の規定による変更の許 可の申請書の受理に関すること。
- (5) 第5条の5の2第1項(第5条の5の4 において準用する場合を含む。)の規定によ る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申 請書の受理に関すること。

(6)~(8) [略]

- (9) 第5条の10の2第1項の規定による市町 村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃 止の確認の申請書の受理に関すること。
- (10) 第5条の11第1項の規定による申請書の 受理に関すること。
- (11) 第5条の12第1項の規定による申請書の 受理に関すること。
- (12) [略]
- (13) 第8条の38の4の規定による申請書の受 理に関すること。
- (14) 第8条の38の6第1項の規定による申請 書の受理に関すること。
- (15) 第8条の38の8第1項の規定による届出 の受理に関すること。
- (16) 第8条の38の10第1項の規定による届出 <u>の受理に関すること。</u>
- (17) 第9条の2第1項の規定による申請書の 受理に関すること。
- (18) 第10条の4第1項の規定による申請書の 受理に関すること。
- (19) 第10条の9第1項の規定による変更の許 可の申請書の受理に関すること。
- (20) 第10条の12第1項の規定による申請書の

関すること。

- (17) 第10条の16の規定による申請書の受理に 関すること。
- (18) 第10条の22の規定による変更の許可の申 請書の受理に関すること。

<u>(19)</u>~<u>(27)</u> [略]

14の4~31 [略]

32 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律(平成10年法律第 114号)による 次の事務

(1)~(3) [略]

<u>(4)·(5)</u> [略]

(6) [略]

(7)・(8) [略]

- (9) 第17条第3項(第23条、第45条第3項及び第49条において準用する場合を含む。)の 規定による通知に関すること。
- (10) 第17条第4項(第23条、第45条第3項及 び第49条において準用する場合を含む。)の 規定による書面の交付に関すること。

(11) [略]

<u>(12)</u>~<u>(25)</u> [略]

<u>(26)</u>~<u>(28)</u> [略]

<u>(29)</u> [略]

受理に関すること。

- (21) 第10条の16第1項の規定による申請書の 受理に関すること。
- (22) 第10条の22第1項の規定による変更の許可の申請書の受理に関すること。

(23)~(31) [略]

14の4~31 [略]

- 32 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律(平成10年法律第 114号)による 次の事務
 - (1)~(3) [略]
 - (4) 第13条第2項(同条第5項において準用 する場合を含む。)の規定による届出の受理 に関すること。
 - <u>(5) · (6)</u> [略]
 - (7) 第15条第3項(同条第5項において準用 する場合を含む。)の規定による提出及び採 取に関すること。
 - (8) [略]
 - (9) 第15条の3第1項の規定による報告の求め及び質問に関すること。
 - (10) 第15条の3第2項の規定による質問及び 調査に関すること。
 - (11) 第16条の3第1項の規定による勧告に関 すること。
 - (12) 第16条の3第3項の規定による検体の採 取に関すること。
 - (13) 第16条の3第5項(第23条、第44条の7 第9項、第45条第3項及び第49条において準 用する場合を含む。)の規定による通知に関 すること。
 - (14) 第16条の3第6項(第23条、第44条の7 第9項、第45条第3項及び第49条において準 用する場合を含む。)の規定による書面の交 付に関すること。

(15) • (16) [略]

<u>(17)</u> [略]

- (18) 第18条第3項の規定による確認の求めの 受理に関すること。
- (19)~(32) [略]
- (33) 第20条第8項(第26条において準用する 場合を含む。)の規定による聴取書の受理に 関すること。

(34)~(36) [略]

- (37) 第22条第3項(第26条において準用する 場合を含む。)の規定による退院の求めの受 理に関すること。
- <u>(38)</u> [略]

(30)・(31) [略]

(32)~(43) [略]

<u>(44)</u> [略]

- (45) 第36条第1項(<u>第50条第3項</u>において準 用する場合を含む。)の規定による通知に関 すること。
- (46) 第36条第2項(第50条第3項において準 用する場合を含む。)の規定による書面の交 付に関すること。
- (47) 第36条第3項 (第50条第4項において準 用する場合を含む。)の規定による掲示に関 すること。

<u>(48)</u>∼<u>(50)</u> [略]

<u>(51)</u>∼<u>(57)</u> [略]

(58) • (59) [略]

<u>(60) · (61)</u> [略]

- (39) 第24条の2第1項(第26条及び第49条の 2において準用する場合を含む。)の規定に よる苦情の申出の受理に関すること。
- (40) (41) [略]
- (42) 第26条の3第1項の規定による提出の命令に関すること。
- (43) 第26条の3第3項の規定による収去に関すること。
- (44) 第26条の4第1項の規定による提出又は 採取に係る命令に関すること。
- (45) 第26条の4第3項の規定による採取に関すること。
- (46)~(57) [略]
- (58) 第33条の規定による交通の制限又は遮断 に関すること。
- (59) [略]
- (60) 第36条第1項(<u>第50条第5項</u>において準 用する場合を含む。)の規定による通知に関 すること。
- (61) 第36条第2項 (第50条第5項において準 用する場合を含む。)の規定による書面の交 付に関すること。
- (62) 第36条第4項 (第50条第6項において準 用する場合を含む。)の規定による掲示に関 すること。
- (63)~(65) [略]
- (66) 第42条第1項の規定による申請の受理に 関すること。
- (67) 第44条の3第1項の規定による報告の求 めに関すること。
- (68) 第44条の3第2項の規定による協力の求 めに関すること。
- (69) 第44条の3第4項(第50条の2第4項に おいて準用する場合を含む。)の規定による 食事の提供等に関すること。
- (70) 第44条の3第5項(第50条の2第4項に おいて準用する場合を含む。)の規定による 実費の徴収に関すること。
- (71) 第44条の7第1項の規定による勧告に関すること。
- (72) 第44条の7第3項の規定による検体の採取に関すること。
- <u>(73)</u>~<u>(79)</u> [略]
- (80) 第46条第7項の規定による聴取書の受理 に関すること。
- (81)・(82) [略]
- (83) 第48条第2項の規定による意見の受理に 関すること。
- (84) 第48条第3項の規定による退院の求めの 受理に関すること。
- (85) · (86) [略]
- (87) 第50条の2第1項の規定による報告の求 めに関すること。
- (88) 第50条の2第2項の規定による協力の求

<u>(62)</u> [略]

33~41 [略]

- 42 介護保険法(平成 9 年法律第 123号)による 次の事務
 - (1)~(8) [略]
 - (9) 第79条第1項の規定による申請の受理に 関すること。
 - (10) 第79条の2第1項の規定による申請の受理に関すること。
 - (11) 第82条の規定による届出の受理に関する こと。
 - (12) 第83条第1項の規定による命令、要求、 質問及び検査に関すること。
 - <u>(13)</u>∼<u>(17)</u> [略]
 - (18) 第 105条<u>の規定</u>において準用する医療法 第 9条の規定による届出の受理に関すること

<u>(19)</u>∼<u>(22)</u> [略]

42の2~58 [略]

- 59 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)による次の事務
 - (1)~(4) [略]
 - (5) 第11条 (第17条の13第2項及び第18条の 13第2項において準用する場合を含む。)の 規定による氏名の変更等の届出の受理に関す ること。
 - (6) 第12条第3項(第17条の13第2項<u>及び第18条の13第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。
 - (7)~(18) [略]

めに関すること。

- (89) [略]
- (90) 第53条の10の規定による通知に関するこ と。
- (91) 第7条第1項の規定により政令で定める ところにより準用する(1)、(3)、(4)、(6)、(7)、(11)から(62)まで及び(67)から (70)までに規定する事務に関すること。
- (92) 第44条の4第1項の規定により適用する (48)、(49)、(54)から(58)まで及び(60)から (62)までに規定する事務に関すること。
- 33~41 [略]
- 42 介護保険法(平成9年法律第 123号)による 次の事務
 - (1)~(8) [略]

- (9)~(13) [略]
- (14) 第 105条において準用する医療法<u>第9条</u> 第2項の規定による届出の受理に関すること。
- (15) 第 107条第1項及び第2項の規定による 許可の申請の受理に関すること。
- (16) 第 108条第1項の規定による申請の受理 に関すること。
- (17) 第 109条第1項及び第2項の規定による 承認の申請の受理に関すること。
- (18) 第 113条の規定による届出の受理に関す ること。
- (19) 第 114条の2第1項の規定による命令、 要求、質問及び立入検査に関すること。
- (20)第 114条の8において準用する医療法第9条第2項の規定による届出の受理に関する
こと。

(21)~(24) [略]

42の2~58 [略]

- 59 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)によ る次の事務
 - (1)~(4) [略]
 - (5) 第11条(第17条の13第2項<u>、第18条の13</u> 第2項及び第18条の31第2項において準用す る場合を含む。)の規定による氏名の変更等 の届出の受理に関すること。
 - (6) 第12条第3項(第17条の13第2項<u>、第18条の13第2項及び第18条の31第2項</u>において 準用する場合を含む。)の規定による地位の 承継の届出の受理に関すること。
 - (7)~(18) [略]

(19) 第26条第1項の規定により、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者若しくは特定工事を施工する者に対し報告を求め、又は職員に、工場若しくは事業場若しくは特定工事の場所に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定工事に係る建築物等その他の物件を検査させること。

59の2 大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生 省・通商産業省令第1号)による次の事務 (1)~(3) 「略]

60~64の2 [略]

66~70 [略]

[略]

児童相影 所長

- 児童相談 1 児童福祉法による次の事務
 - (1) 第11条第1項第2号への規定による里親 への援助に関すること。
 - (2)~(13) [略]
 - (14) 第28条第4項の規定による<u>報告</u>及び意見 並びに資料の提出に関すること。
 - (15) 第28条第5項の規定による勧告に関する こと。
 - (16)~(20) [略]
 - (21) 第33条第2項の規定による一時保護に関すること(同条第4項又は<u>第7項</u>において引き続き一時保護を行う場合を含む。)。
 - (22) 第33条第5項の規定による<u>意見の聴取</u>に 関すること。
 - (23) <u>第33条第9項</u>の規定による一時保護に関すること。
 - (24) 第33条の4第5号の規定による<u>児童自立</u> 生活援助事業の実施の解除に関すること。

- (19) 第18条の23第1項の規定による水銀排出 施設の設置の届出の受理に関すること。
- (20) 第18条の24第1項の規定による水銀排出 施設の使用の届出の受理に関すること。
- (21) 第18条の25第1項の規定による水銀排出 施設の構造等の変更の届出の受理に関するこ と。
- (22) 第18条の31第1項において準用する第10 条第2項の規定により、第18条の27に規定す る期間を短縮すること。
- (23) 第26条第1項の規定<u>による報告の要求又</u> は立入検査に関すること。

- 59の2 大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生 省・通商産業省令第1号)による次の事務 (1)~(3) [略]
 - (4) 第10条の6の規定による受理書の交付に 関すること。
- 60~64の2 [略]
- 65 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法 律による次の事務

(1)・(2) [略]

66~70 [略]

[略]

児童相 所長

児童相談 1 児童福祉法による次の事務

(1)~(12) [略]

- (13) 第28条第4項の規定による<u>勧告、報告</u>及 び意見並びに資料の提出<u>の要求</u>に関すること
- (14) 第28条第6項及び第7項の規定による勧告に関すること。
- <u>(15)</u>~<u>(19)</u> [略]
- (20) 第33条第2項の規定による一時保護に関すること(同条第4項又は<u>第9項</u>において引き続き一時保護を行う場合を含む。)。
- (21) 第33条第5項の規定による<u>家庭裁判所の</u> 承認に関すること。
- (22) 第33条第6項の規定による一時保護に関すること。
- (23) <u>第33条第11項</u>の規定による一時保護に関すること。
- (24) <u>第33条の4</u>の規定による<u>説明及び意見の</u> <u>聴取</u>に関すること。

(25)~(30) [略]

(31) 児童福祉法第56条の規定に基づく費用の 徴収に関する規則に基づく費用の徴収に関す ること(母子生活支援施設及び助産施設に係 るものを除く。)。

2 • 3 [略]

[略]

農林振興 1 [略]

局長

- 2 ひなた GAP 認証制度実施要綱による次の事務
- (1) [略]

(2) [略]

2の2・2の3 [略]

- 2の4 家畜改良増殖の取組に係る検定実施方法 及び基準等についてに基づく基礎雌牛群整備に 係る基礎雌牛の選定、選定牛の飼養管理契約の 締結及び認定証の交付に関すること。
- 2の5~5 [略]
- 5の2 森林法施行規則による次の事務
- (1) 第22条の8第1項第5号から第9号まで の規定による届出の受理に関すること。
- (2) <u>第22条の8第1項第10号</u>の規定による協議に関すること。
- (3) 第22条の11第1項第3号又は第4号の規 定による届出の受理に関すること。
- (4) <u>第22条の11第1項第5号</u>の規定による協議に関すること。
- 5の3~5の7 [略]
- 6 租税特別措置法施行令による次の事務(森林 法第19条第1項第1号の規定により知事が同項 の事項を処理する場合(当該森林の全部が当該 農林振興局の所管区域内にあるときに限る。) に限る。)
- (1) <u>第19条の7第3項</u>の規定による通知に関すること。
- (2) [略]

6の2~25 [略]

[略]

家畜保健 衛生所長

- 家畜保健 1 [略]
 - 2 家畜伝染病予防法施行細則(昭和26年宮崎県 規則第54号)による次の事務
 - (1) 第<u>9条第3項</u>の規定による交付金の交付 に関すること。

(25)~(30) 「略]

- (31) <u>第56条第1項の規定による負担能力の認</u> 定に関すること。
- (32) 第56条第2項の規定による費用の徴収に 関すること(母子生活支援施設及び助産施設 に係るものを除く。)。
- (33) 第56条第4項の規定による報告又は閲覧 若しくは資料の提供の要求に関すること。

2 • 3 [略]

[略]

農林振興 局長

- 1 [略]
- 2 ひなたGAP認証制度実施要綱による次の事務
 - (1) [略]
- (2) 第7条第1項の規定による審査に関する こと。
- (3) 第12条第1項の規定による維持審査に関すること。
- (4) 第12条第2項の規定による指示に関する こと。
- (5) [略]
- 2の2・2の3 [略]
- 2の4 削除

2の5~5 [略]

- 5の2 森林法施行規則による次の事務
 - (1) <u>第60条第1項第5号から第9号まで</u>の規 定による届出の受理に関すること。
- (2) <u>第60条第1項第10号</u>の規定による協議に 関すること。
- (3) <u>第63条第1項第3号又は第4号</u>の規定に よる届出の受理に関すること。
- (4) <u>第63条第1項第5号</u>の規定による協議に 関すること。

5の3~5の7 [略]

- 6 租税特別措置法施行令による次の事務(森林 法第19条第1項第1号の規定により知事が同項 の事項を処理する場合(当該森林の全部が当該 農林振興局の所管区域内にあるときに限る。) に限る。)
 - (1) <u>第19条の6第3項</u>の規定による通知に関すること。
- (2) [略]

6の2~25 [略]

[略]

水田 休 性

- 家畜保健 1 [略]
- 衛生所長
 2
 家畜伝染病予防事務費交付金交付要綱(平成 12年3月31日定め)による次の事務
 - (1) <u>第2条</u>の規定による交付金の交付に関すること。

		(2) <u>第10条第1項</u> の規定による徴収調書及び
		徴収明細書の受理に関すること。
		3~14 [略]
	[略]	
	港湾事務	1~16 [略]
	所長	17 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規
		則第14号)第41条第1項の規定による抄録に関
		すること(北部港湾事務所に限る。)。
		<u>18~20</u> [略]
仕	丰 (支庁長の頂第38号 農林振聞号長の頂第17号関係)

付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)

1~3 [略]

4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱(平成10年4月 1日定め)に基づく補助金のうち、宮崎オリジナル水田フ ル活用支援事業、加工・業務用青果物生産拡大加速化事業 、地域資源循環型高収益施設園芸モデル構築事業、木質バ イオマス利用効率化支援事業、優良種苗安定供給県域ネットワーク体制構築事業、ニーズに応える加工・業務用産地 づくり加速化事業、世界に羽ばたけ「みやざきの花」グロ ーバル化推進事業、輝く中山間園芸産地構築事業、未来を ひらく新果樹産地クリエィション事業、「食」を彩るみや ざき特産果樹基盤強化事業、革新的技術で拓く果樹産地ス テップアップ支援事業、「みやざき茶」チャレンジ産地支 援事業、みやざき特産優良種苗供給緊急支援事業及び輸出 対応型産地育成支援事業に係る補助金

5~19 [略]

20 進め6次化みやざき農業新ビジネス創出事業補助金交付 要綱(平成27年4月1日定め)に基づく補助金のうち、6 次化実現ネットワーク活動事業に係る補助金

21~34 [略]

	(2)	第3条の規定による徴収調書及び徴収明	
	細言	書の受理に関すること。	
	3 ~14	[昭]	
[略]			
港湾事務	1~16	[昭]	
所長			

付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)

| 17~19 [略]

1~3 [略]

4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱(平成10年4月 1日定め)に基づく補助金のうち、宮崎オリジナル水田フ ル活用支援事業、水田高度利用産地育成支援事業、地域資 源循環型高収益施設園芸モデル構築事業、木質バイオマス 利用効率化支援事業、優良種苗安定供給県域ネットワーク 体制構築事業、ニーズに応える加工・業務用産地づくり加 速化事業、新たに挑む!さといも日本一産地構築事業、施 設園芸高生産技術推進事業、世界に羽ばたけ「みやざきの 花」グローバル化推進事業、気候変動に負けない「みやざ きの花」安定生産支援事業、輝く中山間園芸産地構築事業 、未来をひらく新果樹産地クリエィション事業、革新的技 術で拓く果樹産地ステップアップ支援事業、集落で繋ぐ中 山間地域果樹産地支援事業、「みやざき茶」チャレンジ産 地支援事業、みやざき特産優良種苗供給緊急支援事業、新 たなビジネスを掴む!「新・みやざき茶」産地化推進事業 及び日本一の県産焼酎を支える原料用かんしょ生産拡大支 援事業に係る補助金

5~19 [略]

20 <u>有害鳥獣捕獲促進総合対策事業補助金交付要綱(平成30</u> 年4月1日定め)に基づく補助金

21~34 [略]

35 狩猟免許取得促進事業補助金交付要綱(平成30年4月1 日定め)に基づく補助金

附即

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表県税・総務事務所長の項の改正規定、同表西臼杵支庁長の項第7号の2、第37号の2、第37号の6及び第39号の改正規定、同表福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長の項第6号の改正規定、同表保健所長の項第14号の3の改正規定(同号中(12)の次に(13)から(16)までを加える部分及び同号中(27)を(31)とし、(13)から(26)までを4ずつ繰り下げる部分を除く。)、同項第32号の改正規定(同号(9)及び(10)を削る部分、同号(45)中「第50条第3項」を「第50条第5項」に改める部分、同号(46)中「第50条第3項」を「第50条第5項」に改める部分及び同号(47)中「第36条第3項」を「第36条第4項」に、「第50条第4項」を「第50条第6項」に改める部分に限る。)、同項第42号の改正規定(同号(18)中「の規定」を削る部分及び「第9条」を「第9条第2項」に改める部分に限る。)及び同項第65号の改正規定、同表農林振興局長の項第5号の2及び第6号の改正規定並びに同表家畜保健衛生所長の項及び港湾事務所長の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表児童相談所長の項第1号の改正規定(同号(14)中「報告」を「勧告、報告」に改める部分及び「提出」の次に「の要求」を加える部分、同号(15)中「第28条第5項」を「第28条第6項及び第7項」に改める部分、同号(21)中「第7項」を「第9項」に改める部分、同号(22)中「意見の聴取」を「家庭裁判所の承認」に改める部分、同号中(22)を(21)とし、(21)の次に(22)を加える部分((21)の次に(22)を加える部分に限る。)並びに同号(23)中「第33条第9項」を「第33条第11項」に改める部分に限る。) 平成30年4月2日

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第23号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 本庁	第2章 本庁
第1節 [略]	第1節 [略]
第2節 分掌事務	第2節 分掌事務
第1款 総合政策部各課の分掌事務(第7条- <u>第9条の8</u>)	第1款 総合政策部各課の分掌事務(第7条- <u>第9条の9</u>)
第2款~第9款 [略]	第2款~第9款 [略]
第3章 出先機関	第3章 出先機関
第1節~第9節 [略]	第1節~第9節 [略]
第10節 削除	第10節及び第11節 削除
第11節 削除	
第12節・第13節 [略]	第12節・第13節 [略]
第14節 削除	第14節から第19節まで 削除
第15節 削除	
第16節 削除	
第17節 削除	
第18節 削除	
第19節 削除	
第20節 [略]	第20節 [略]
第21節 削除	第21節及び第22節 削除
第22節 削除	
第23節~第28節 [略]	第23節~第28節 [略]
第29節 削除	第29節から第31節まで 削除
第30節 削除	
第31節 削除	
第32節~第42節 [略]	第32節~第42節 [略]
<u>第43節 削除</u>	第43節から第47節まで 削除
<u>第44節 削除</u>	
<u>第45節 削除</u>	
第46節 削除	
第47節 削除	
第48節~第52節 [略]	第48節~第52節 [略]
第4章~第7章 [略]	第4章~第7章 [略]
附則	附則
(局及び課の設置)	(局及び課の設置)
第5条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表	第5条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表

の右欄に掲げる課を置く

の石懶に拘り	る球を同く。	
部	局	課
総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調
		査課 総合交通課 中山間・地域
		政策課 産業政策課 生活・協働
		・男女参画課 みやざき文化振興
		課 人権同和対策課 情報政策課
hit The dell		/// 76-20
総務部		総務課 人事課 行政経営課 財
		政課 税務課 市町村課 総務事
		務センター
	[略]	
[略]		

の右欄に掲げる課を置く。

の石闸に1句り	る球で回く。	
部	局	課
総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調
		査課 総合交通課 中山間・地域
		政策課 産業政策課 生活・協働
		・男女参画課 みやざき文化振興
		課 人権同和対策課 情報政策課
		国体準備課
総務部		総務課 人事課 財政課 財産総
		合管理課 税務課 市町村課 総
		務事務センター
	[略]	
[略]		

(課内室の設置)

課 内 室
[略]
[略]
[略]
新農業戦略室
農地対策室
[略]

(秘書広報課)

- 第8条 秘書広報課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1)・(2) [略]
 - (3) 叙位及び叙勲に関すること(福祉保健課の主管に属するも のを除く。)。

(4)~(9) [略]

2 「略]

第2款 [略]

(総務課)

- 第10条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1)~(4) [略]
 - (5) 庁舎等の管理に関すること(営繕に関することを除く。)
 - (6) 職員宿舎の管理に関すること(営繕に関することを除く。
 - (7) <u>基金の総括</u>に関すること。
 - (8) 県有財産の火災保険に関すること。
 - (9) 行政財産(公の施設を除く。)の管理の総合調整に関する
 - (10) 普通財産の取得及び処分並びに普通財産の管理の総合調整 に関すること。
 - (11) 公共施設等総合管理計画に関すること。
 - (12) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
 - (13) 宮崎県東京ビルに関すること(営繕に関することを除く。) 。
 - (14) 防災拠点庁舎の整備に関すること。
 - (15) 部内各課の連絡調整に関すること。
 - (16) 公文書開示審査会及び個人情報保護審議会に関すること。
 - (17) 県税・総務事務所に関すること。
 - (18) 部内各課の総務事務の処理に関すること(総務事務センタ

(課内室の設置)

第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げ|第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げ る課内室を置く。

の吹けまで匠(0	
課	課 内 室
[略]	
みやざき文化振興課	[略]
<u>人事課</u>	行政改革推進室
財産総合管理課	[略]
[略]	
企業振興課	[略]
観光推進課	スポーツランド推進室
農政企画課	中山間農業振興室
[略]	
農業経営支援課	農業担い手対策室
[略]	
漁村振興課	[略]
都市計画課	美しい宮崎づくり推進室
営繕課	<u>設備室</u>

(秘書広報課)

- 第8条 秘書広報課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1)・(2) [略]
- (3) 叙位及び叙勲に関すること(指導監査・援護課の主管に属 するものを除く。)。

(4)~(9) [略]

2 [略]

(国体準備課)

- 第9条の9 国体準備課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 平成38年度に開催予定の国民体育大会の開催準備に関する <u>こと。</u>

第2款 [略]

(総務課)

- 第10条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1)~(4) 「略]
 - (5) 県公報の発行に関すること。
 - (6) 条例、規則、告示等の審査及び法令の解釈に関すること。
 - (7) 審査請求その他の不服申立て及び訴訟の総合調整に関する こと。
 - (8) 公益法人等の監督に係る総合調整に関すること。
 - (9) <u>部内各課の連絡調整</u>に関すること。
 - (10) 公文書開示審查会、個人情報保護審議会、公益認定等審議 会及び行政不服審査会に関すること。
 - (11) 県税・総務事務所に関すること。
 - (12) 部内各課の総務事務の処理に関すること(総務事務センタ -の主管に属するものを除く。)。
 - (13) 他の部及び部内の事務で他課の主管に属さないこと。

-の主管に属するものを除く。)。

(19) 他の部及び部内の事務で他課の主管に属さないこと。

2 防災拠点庁舎整備室においては、前項第14号に掲げる事務を分 掌する。

(人事課)

第11条 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(4) [略]

(5)・(6) [略]

(行政経営課)

第12条 行政経営課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政事務の管理改善に関すること。
- (2) 行政組織に関すること。
- (3) 各部及び各課等の分掌事務の決定に関すること。
- (4) 職員の定数に関すること。
- (5) 県公報の発行に関すること。
- (6) 条例、規則、告示等の審査及び法令の解釈に関すること。
- (7) 審査請求その他の不服申立て及び訴訟の総合調整に関する こと。
- (8) 公益法人等の監督に係る総合調整に関すること。
- (9) 公の施設に関すること。
- (10) 公益認定等審議会及び行政不服審査会に関すること。

<u>第13条 削除</u>

第14条 [略]

(衛生管理課)

第29条 衛生管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

<u>(3)</u>~<u>(15)</u> [略]

第41条 削除

第42条 削除

(企業立地課)

(人事課)

第11条 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(4) [略]

- (5) 行政事務の管理改善に関すること。
- (6) 行政組織に関すること。
- (7) 各部及び各課等の分掌事務の決定に関すること。
- (8) 職員の定数に関すること。
- (9) 公の施設に関すること。

(10)・(11) [略]

2 行政改革推進室においては、前項第3号、第5号から第9号ま で及び第11号に掲げる事務を分掌する。

第12条 削除

第13条 [略]

(財産総合管理課)

- 第14条 財産総合管理課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 庁舎等の管理に関すること。
 - (2) 職員宿舎の管理に関すること。
 - (3) 基金の総括に関すること。
 - (4) 県有財産の火災保険に関すること。
 - (5) 行政財産(公の施設を除く。)の管理の総合調整に関する
 - (6) 普通財産の取得及び処分並びに普通財産の管理の総合調整 に関すること。
 - (7) 公共施設等総合管理計画に関すること。
 - (8) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
 - (9) 宮崎県東京ビルに関すること。
 - (10) 防災拠点庁舎の整備に関すること。
- 2 防災拠点庁舎整備室においては、前項第10号に掲げる事務を分 掌する。

(衛牛管理課)

第29条 衛生管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 住宅宿泊事業者に関すること。

<u>(4)</u>~<u>(16)</u> [略]

第41条及び第42条 削除

(企業立地課)

第44条 企業立地課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) 「略]

(4) 工場立地法(昭和34年法律第24号)の施行事務に関するこ と。

(観光推進課)

第44条の2 観光推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

 $(1)\sim(5)$ 「略]

(6)~(10) [略]

(農政企画課)

第45条 農政企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) 「略]

(4) TPP対策の総合調整並びに新たな農水産業施策の企画及 び推進に関すること(他課の主管に属するものを除く。)。

(5)~(11) 「略]

事務を分堂する。

(農業経営支援課)

第47条 「略]

2 農地対策室においては、前項第11号から第13号までに掲げる事 2 農業担い手対策室においては、前項第2号から第5号まで、第 務を分掌する。

(農村計画課)

第50条 農村計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 農村地域工業導入計画に関すること。

(4)~(12) [略]

2 [略]

(畜産振興課)

第54条 畜産振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(12) 「略]

(13) 宮崎県口蹄疫復興財団に関すること。

(都市計画課)

第70条 [略]

(営繕課)

第72条 営繕課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 県有施設の保全計画に関すること。

(会計課)

第73条 会計課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) [略]

(4) 財産の記録管理に関すること(<u>総務課</u>の主管に属するもの を除く。)。

(5)~(21) [略]

(所掌事務)

第44条 企業立地課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) 「略]

(観光推進課)

第44条の2 観光推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(5) 「略]

(6) 住宅宿泊事業に関すること(他課の主管に属するものを除 (。)。

(7)~(11) [略]

2 スポーツランド推進室においては、前項第9号に掲げる事務を 分堂する。

(農政企画課)

第45条 農政企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) 「略]

(4)~(10) 「略]

2 新農業戦略室においては、前項第4号から第6号までに掲げる 2 中山間農業振興室においては、前項第4号及び第5号に掲げる 事務を分掌する。

(農業経営支援課)

第47条 「略]

13号及び第14号に掲げる事務を分掌する。

(農村計画課)

第50条 農村計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 農村地域への産業の導入計画に関すること。

(4)~(12) [略]

2 [略]

(畜産振興課)

第54条 畜産振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(12) 「略]

(都市計画課)

第70条 [略]

2 美しい宮崎づくり推進室においては、前項第6号から第10号ま でに掲げる事務、同項第12号に掲げる事務のうち都市公園並びに 公共下水道及び都市下水路に関する事務、同項第13号に掲げる事 務のうち屋外広告物審議会に関する事務及び同項第14号に掲げる 事務を分掌する。

(営繕課)

第72条 営繕課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

2 設備室においては、前項第1号に掲げる事務のうち電気設備及 び機械設備に関する事務を分掌する。

(会計課)

第73条 会計課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) [略]

(4) 財産の記録管理に関すること(財産総合管理課の主管に属 するものを除く。)。

(5)~(21) [略]

(所掌事務)

第96条 西臼杵支庁の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(3) [略]
- (4) 社会福祉に関すること。
- (5) <u>農業、林業、水産業、商業及び工業並びに観光</u>に関すること。
- (6) 農地関係の調整及び農業農村の整備に関すること。
- (7) 農業委員会に関すること。
- (8) 農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及に関すること。
- (9) <u>農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に関する情報</u> 提供に関すること。
- (10) 新規就農を促進するための情報提供、相談その他の活動に 関すること。
- (11) 自然公園等に関すること。
- (12) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。
- (13) 野生動植物の保護に関すること。
- (14) 水源地域の保全に関すること。
- (15) 国土交通省所管一般公共用財産の管理に関すること。
- (16) 道路、河川及び建築に関すること。
- (17) 都市公園及び郷土美化推進に関すること。
- (18)~(20) [略]

(分掌事務)

第98条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課

- (1)~(7) 「略]
- (8) 県費の収支に関すること。
- (9) 税外収入に関すること。
- <u>(10)</u>~<u>(20)</u> [略]

[略]

農政水産課

- (1)~(13) [略]
- (14) 農村地域工業導入計画に関すること。
- (15)~(24) [略]
- (25) 畜産及び家畜商に関すること。
- <u>(26)</u>∼<u>(33)</u> [略]
- (34) 農業農村整備事業の実施及び指導に関すること。
- <u>(35)</u> [略]

農業普及課

- $(1)\sim(7)$ [略]
- (8) 普及指導協力委員に関すること。
- (9)~(12) [略]

[略]

土木課

- (1)~(3) [略]
- (4) 道路敷、河川敷及び公有水面の占用及び使用<u>並びに占用</u>料、使用料及び採取料の賦課及び徴収に関すること。
- (5) [略]
- (6) 建設機械の管理に関すること。
- (7) 屋外広告物の取締りに関すること。

第96条 西臼杵支庁の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(3) [略]
- (4) 収入証紙の受払に関すること。
- (5) 火薬類に関すること。
- (6) 社会福祉に関すること。
- (7) <u>農業、林業、水産業、商業及び工業並びに観光</u>に関すること。
- (8) 農業農村の整備に関すること。
- (9) <u>農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識</u> の普及に関すること。
- (10) 農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に関する情報 提供に関すること。
- (11) 新規就農を促進するための情報提供、相談その他の活動に 関すること。
- (12) 自然公園等に関すること。
- (13) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。
- (14) 野生動植物の保護に関すること。
- (15) 水源地域の保全に関すること。
- (16) 国土交通省所管一般公共用財産の管理に関すること。
- (17) 道路、河川及び建築に関すること。
- (18)~(20) [略]

(分掌事務)

第98条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課

- (1)~(7) 「略]
- (8) 収入証紙の受払に関すること。

(9)~(19) [略]

[略]

農政水産課

- (1)~(13) [略]
- (14) 農村地域への産業の導入計画に関すること。
- (15)~(24) [略]
- (25) 植物防疫及び地力増強対策に関すること。
- (26) 家畜の生産及び流通に関すること。
- (27) 畜産環境保全対策に関すること。
- (28) 飼料対策に関すること。
- (29)~(36) [略]
- (37) 農業農村整備事業の実施、融資及び指導に関すること。
- <u>(38)</u> [略]

農業普及課

- $(1)\sim(7)$ [略]
- (8) 農業経営指導士に関すること。
- (9)~(12) [略]

[略]

土木課

- (1)~(3) 「略]
- (4) 道路敷、河川敷及び公有水面の占用及び使用に関すること。
- (5) [略]
- (6) 屋外広告物に関すること。

(8)~(14) [略]

第10節 削除

第 109条及び第 110条 削除

第11節 削除

第 111条及び第 112条 削除

(分掌事務)

第 116条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務企画課

 $(1)\sim(5)$ 「略]

(6) 老人保健福祉計画の調整及び推進に関すること。

(7)~(9) [略]

(10) 介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の指導監 督に関すること。

(11)~(16) 「略]

「略]

第14節 削除

第 122条から第 125条まで 削除

第15節 削除

第 126条及び第 127条 削除

第16節 削除

第 128条及び第 129条 削除

<u>第17節 削除</u>

第 130条から第 133条まで 削除

第18節 削除

第 134条及び第 135条 削除

第19節 削除

第 136条及び第 137条 削除

第21節 削除

第 142条から第 144条まで 削除

第22節 削除

第 145条から第 147条まで 削除

(設置)

策支援を行うため、林業技術センターを置く。

(所掌事務)

第 164条の3 林業技術センターの所掌事務は、次のとおりとする

(1)~(3) [略]

(4) 鳥獣被害対策支援に関すること(他の機関の主管に属する ものを除く。)

(内部組織)

第 164条の4 林業技術センターに次の課、部及びセンターを置く | 第 164条の4 林業技術センターに次の課及び部を置く。

[略]

森林資源開発部

鳥獣被害対策支援センター

(分掌事務)

第 164条の5 前条に規定する課、部及びセンターの分掌事務は、 次のとおりとする。

「略]

森林資源開発部

(1)~(7) [略]

鳥獣被害対策支援センター

(7)~(13) [略]

第10節及び第11節 削除

第 109条から第 112条まで 削除

(分掌事務)

第 116条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務企画課

(1)~(5) 「略]

(6) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画の調整及 び推進に関すること。

 $(7)\sim(9)$ [略]

(10) 介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療 施設の指導監督に関すること。

(11)~(16) [略]

「略]

第14節から第19節まで 削除

第 122条から第 137条まで 削除

第21節及び第22節 削除

第 142条から第 147条まで 削除

(設置)

第 164条 林業に関する試験研究、研修及び指導<u>並びに鳥獣被害対</u> | 第 164条 林業に関する試験研究、研修及び指導を行うため、林業 技術センターを置く。

(所掌事務)

第 164条の3 林業技術センターの所掌事務は、次のとおりとする

(1)~(3) [略]

(内部組織)

[略]

森林資源開発部

(分掌事務)

第 164条の5 前条に規定する課及び部の分掌事務は、次のとおり とする。

「略]

森林資源開発部

(1)~(7) [略]

- (1) 鳥獣被害対策に関する技術指導に関すること。
- (2) 鳥獣被害対策に関する指導者養成研修に関すること。
- (3) 鳥獣被害対策に関する研究に関すること。
- (4) 鳥獣被害実態調査の精度向上に関する研究に関すること

(5) 鳥獣被害対策に関する情報資料の収集及び提供に関する <u>こと。</u>

第29節 削除

第 168条から第 170条まで 削除

第30節 削除

第 171条から第 175条まで 削除

第31節 削除

第 176条及び第 177条 削除

(分掌事務)

第 192条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

地域農政企画課及び農政水産企画課

- (1)~(13) [略]
- (14) 農村地域工業導入計画に関すること。
- (15)~(25) [略]
- (26) 国営関連土地改良事業の調査及び計画に関すること(南 那珂農林振興局及び東臼杵農林振興局を除く。)。
- (27) 畑地かんがいの総合調整に関すること(南那珂農林振興 局及び東臼杵農林振興局を除く。)。

(28) • (29) [略]

[略]

普及企画課

- $(1)\sim(7)$ [略]
- (8) 普及指導協力委員に関すること。

[略]

農業普及課

- $(1)\sim(7)$ [略]
- (8) 普及指導協力委員に関すること。
- (9)~(12) [略]

(内部組織)

第 197条 総合農業試験場に次の課、室及び部を置く。

[略]

病害虫防除 • 肥料検査課

[略]

2 • 3 [略]

第 198条 前条第1項に規定する課、室及び部の分掌事務は、次の │第 198条 前条第1項に規定する課、センター、室及び部の分掌事 とおりとする。

[略]

病害虫防除 • 肥料検査課

(1)~(7) [略]

第29節から第31節まで 削除

第 168条から第 177条まで 削除

(分掌事務)

第 192条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。 「略

地域農政企画課及び農政水産企画課

(1)~(13) 「略]

- (14) 農村地域への産業の導入計画に関すること。
- (15)~(25) [略]

(26) • (27) [略]

[略]

普及企画課

(1)~(7) [略]

- (8) 農業経営指導士に関すること。
- (9) 畑地かんがい営農の推進に関すること(南那珂農林振興 局及び東臼杵農林振興局を除く。)。

[略]

農業普及課

- (1)~(7) [略]
- (8) 農業経営指導士に関すること。
- (9)~(12) [略]

(内部組織)

第 197条 総合農業試験場に次の課、センター、室及び部を置く。 [略]

病害虫防除 • 肥料検査課

鳥獣被害対策支援センター

「略]

2 • 3 「略]

(分掌事務)

務は、次のとおりとする。

「略]

病害虫防除 • 肥料検査課

(1)~(7) [略]

鳥獣被害対策支援センター

- (1) 鳥獣被害対策に関する技術指導に関すること。
- (2) 鳥獣被害対策に関する指導者養成研修に関すること。
- (3) 鳥獣被害対策に関する研究に関すること。
- (4) 鳥獣被害実態調査の精度向上に関する研究に関すること

[略]

2 [略]

<u>第43節 削除</u>

第 221条から第 223条まで 削除

第44節 削除

第 224条から第 225条まで 削除

第45節 削除

第 226条及び第 227条 削除

第46節 削除

第 228条から第 231条まで 削除

第47節 削除

第 232条から第 235条まで 削除

(名称等)

第 262条 法第 138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機 第 262条 法第 138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機 関の名称、担任事務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担任事務	主管部課
[略]		
宮崎県消費生	宮崎県民の消費生活の安定及び向	[略]
活対策審議会	上に関する条例(昭和54年宮崎県	
	条例第8号) <u>第31条第1項</u> の規定	
	による消費生活の安定及び向上に	
	関する重要な事項の審議及び同条	
	第2項の規定による商品等につい	
	て事業者が守るべき基準の設定等	
	に係る意見の答申に関する事務	
宮崎県消費者	宮崎県民の消費生活の安定及び向	[略]
苦情処理委員	上に関する条例 <u>第33条第1項</u> の規	
会	定による消費生活に関する苦情に	
	ついての調停及び訴訟の費用に充	
	てる資金の貸付けについての審議	
	に関する事務	
[略]		
宮崎県個人情	[略]	
[略] 公務災害補償	[田各]	
等審査会	441171.17 38441171.1	111 760 30T / -
宮崎県公益認	公益社団法人及び公益財団法人の	総務部行

(5) 鳥獣被害対策に関する情報資料の収集及び提供に関する

[略]

2 [略]

第43節から第47節まで 削除

第 221条から第 235条まで 削除

(名称等)

関の名称、担任事務及び主管部課は、次のとおりである。									
名 称	担 任 事 務	主管部課							
[略]									
宮崎県消費生	宮崎県民の消費生活の安定及び向	[略]							
活対策審議会	上に関する条例(昭和54年宮崎県								
	条例第8号) <u>第33条第1項</u> の規定								
	による消費生活の安定及び向上に								
	関する重要な事項の審議及び同条								
	第2項の規定による商品等につい								
	て事業者が守るべき基準の設定等								
	に係る意見の答申に関する事務								
宮崎県消費者	宮崎県民の消費生活の安定及び向	[略]							
苦情処理委員	上に関する条例 <u>第35条第1項</u> の規								
会	定による消費生活に関する苦情に								
	ついての調停及び訴訟の費用に充								
	てる資金の貸付けについての審議								
	に関する事務								
[略]									
宮崎県個人情	[略]								
報保護審議会									
宮崎県公益認	公益社団法人及び公益財団法人の	総務部総							
定等審議会	認定等に関する法律(平成18年法	務課							
	律第49号)及び一般社団法人及び								
	一般財団法人に関する法律及び公								
	益社団法人及び公益財団法人の認								
	定等に関する法律の施行に伴う関								
	係法律の整備等に関する法律(平								
	成18年法律第50号)により、その								
	権限に属させられた事項の処理に								
	関する事務								
宮崎県行政不	行政不服審査法(平成26年法律第	総務部総							
服審査会	<u>68号)により、その権限に属させ</u>	務課							
	られた事項の処理に関する事務								
[略]									
公務災害補償	[略]								
等審査会									
	i .								

	77 == 1 (1/21/2)			5 110	ᅏ	Δ_	†K	
定等審議会	認定等に関する法律(平成18年法	政経営課						
	律第49号)及び一般社団法人及び							
	一般財団法人に関する法律及び公							
	益社団法人及び公益財団法人の認							
	定等に関する法律の施行に伴う関							
	係法律の整備等に関する法律(平							
	成18年法律第50号) により、その							
	権限に属させられた事項の処理に							
	関する事務							
宮崎県行政不	行政不服審査法(平成26年法律第	総務部行						
服審查会	68号)により、その権限に属させ	政経営課						
	られた事項の処理に関する事務							
[略]		I.		[略]				
宮崎県地方独	地方独立行政法人法(平成15年法	[略]		宮崎県地力	方独	地方独	立行政法人法(平成15年法	[略]
立行政法人評	 律第 118号) 第11条第2項第1号			立行政法	人評	律第]	.18号) 第11条第2項第2号	
価委員会	の規定による地方独立行政法人の			価委員会		の規定	による地方独立行政法人の	
	業務の実績に関する評価に関する					業務の	実績に関する評価に関する	
	事務その他同法の規定によりその					事務そ	の他同法の規定によりその	
	権限に属させられた事項の処理に				:	権限に	属させられた事項の処理に	
	 関する事務					関する	事務	
宮崎県国民健	持続可能な医療保険制度を構築す	[略]		宮崎県国民	民健	国民健	康保険法(昭和33年法律第	[略]
康保険運営協	るための国民健康保険法等の一部			康保険運営	対協	192号	・ <u>)</u> 第82条の2第1項に規定	
議会	を改正する法律(平成27年法律第			議会		する都	道府県国民健康保険運営方	
	31号。以下「改正法」という。)					針の作	:成、同法第75条の7第1項	
						の規定	による国民健康保険事業費	
	よることとされる改正法第4条の					納付金	の徴収その他の国民健康保	
	規定による改正後の国民健康保険					険事業	の運営に関する重要事項を	
	法(昭和33年法律第 192号。以下					審議す	る事務	
	「新法」という。) 第82条の2第							
	1項に規定する都道府県国民健康							
	保険運営方針の作成、改正法附則							
	第9条の規定に基づく新法第75条							
	の7第1項の規定による国民健康							
	保険事業費納付金の徴収その他の							
	国民健康保険事業の運営に関する							
	重要事項を審議する事務							
[略]	1	I.		[略]				
宮崎県農業共	農業災害補償法(昭和22年法律第	[略]		宮崎県農業	集共	農業保	· 險法(昭和22年法律第 185	[略]
済保険審査会				済保険審査	查会	号) 第	171条第1項及び第 222条	
	<u>43条の2第2項</u> の規定による農業						[の規定による農業共済組合	
	共済組合連合会の組合員の提起す						の組合員の提起する保険に	
	る保険に関する訴の審査並びに農						訴えの審査並びに農業災害	
	業災害の発生、予防及び防止に関						、予防及び防止に関する事	
	する事項、共済掛金、保険料等の						済掛金、保険料等の適正化	
	適正化に関する事項等に関する調						る事項等を調査審議する事	
	査審議に関する事務					務	- X 4 <u>- # 4 - # 4 - #</u> T	
「略]		l .		[略]				
	(全对等胜等)		,	(交通•地	14872	\\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\		

れぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組織	職	職務	
[略]			
県土整備部	[略]		

第 265条 前 2条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁 \mid 第 265条 前 2条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁 の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、その組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、そ れぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組	織	職	職	務	
[略]				
県土整	備部	[略]			

平成 30 年 3 月 29 日(木曜日) 号外 第 13 号

		空港・ポートセ	[略]
		ールス対策監	
		施設保全対策監	上司の命を受けて、県有施設
			の保全対策の総合調整に関す
			る事務を掌理する。
[]	略]		

に掲げる職を置く。

出先機関及びそ	職
の他の機関	
[略]	
林業技術センタ	所長 副所長 課長 部長 センター長
_	副部長 <u>副センター長</u>
[略]	
総合農業試験場	場長 副場長(2人) 課長 室長 部長
	支場長 所長 副部長 科長 主任
[略]	

			_
	空港・ポートセ	[略]	
	ールス対策監		
[略]		1	

(職)

第 271条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄 | 第 271条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄 に掲げる職を置く。

出先機関及びそ	職
の他の機関	
[略]	
林業技術センタ	所長 副所長 課長 部長 副部長
_	
[略]	
総合農業試験場	場長 副場長(2人) 課長 センター長
	室長 部長 支場長 所長 <u>副センター</u>
	長 副部長 科長 主任
[略]	

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項第3号並びに第262条の表宮崎県消費生活対策審議会の項及び同 表宮崎県消費者苦情処理委員会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(職員の被服貸与規則の一部改正)

- 2 職員の被服貸与規則(昭和35年宮崎県規則第17号)の一部を次のように改正する。
 - 別表中「総務課」を「財産総合管理課」に改める。
 - (宮崎県庁舎等管理規則の一部改正)
- 3 宮崎県庁舎等管理規則(昭和35年宮崎県規則第29号)の一部を次のように改正する。
 - 第4条の表中「総務課長」を「財産総合管理課長」に改める。

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第24号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

スポーツ指導センター

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定	に下線で示すように改正する。						
改正前	改正後						
目次	目次						
第1章~第14章 [略]	第1章~第14章 [略]						
	附則						
別表	別表						
別記様式							
(用語)	(用語)						
第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に	第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に						
定めるところによる。	定めるところによる。						
(1) かい 歳出予算の令達を受けて歳出予算を執行し、及び歳	(1) かい 歳出予算の令達を受けて歳出予算を執行し、及び歳						
入を収納する次に掲げる機関で知事が別に指定し、告示したも	入を収納する次に掲げる機関で知事が別に指定し、告示したも						
のをいう。	のをいう。						
ア [略]	ア [略]						
イ 県教育庁組織規則(昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号	イ 県教育庁組織規則(昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号						
) <u>第11条</u> に規定する教育事務所及び同規則 <u>第14条</u> に規定する) <u>第12条</u> に規定する教育事務所及び同規則 <u>第15条</u> に規定する						

スポーツ指導センター

ウ~ケ [略]

(2)~(10) [略]

(予算執行の伺い及び合議等)

第54条 [略]

2 [略]

以上の物品の使用及び借上げに係る予算執行伺をするときは、物 品管理調達課長に合議しなければならない。

4 • 5 [略]

(請求書による原則)

第60条 経費の支出は、債権者の請求書の提出を受けてしなければ 第60条 経費の支出は、債権者の請求書の提出を受けてしなければ ならない。ただし、次の各号に掲げるもの及び経費の性質により 請求書を提出させることが適当でないと認められるものについて は、これによらないことができる。

(1)~(13) [略]

- (14) 次条第3号、第4号、第8号、第9号、第12号、第15号及 び第16号に規定する資金前渡に係る経費
- (15) 県営住宅の家賃及び入居敷金に係る還付金

(16) [略]

(資金前渡のできる経費の指定)

第61条 令第 161条第 1 項第17号の規定により資金の前渡ができる|第61条 令第 161条第 1 項第17号の規定により資金の前渡ができる 経費は、次のとおりとする。

(1)~(20) [略]

別表第3(第7条関係)

本庁会計課の	[略]	
出納員	総務課の金銭分任	[略]
	出納員	
	[略]	
[略]	ı	
県税・総務事	[略]	県税に係る徴収金及び依
務所の出納員		頼を受けた県税外収入金
		の収納並びに地方法人特
		別税に係る徴収金の受入
		れに関すること。

ウ~ケ 「略]

(2)~(10) [略]

(予算執行の伺い及び合議等)

第54条 [略]

2 [略]

3 部局(警察本部を除く。)において1件の見積価格が 100万円 | 3 部局(警察本部を除く。)において1件の見積価格が 100万円 以上の物品の使用及び借上げに係る予算執行伺をするときは、物 品管理調達課長に合議しなければならない。ただし、長期継続契 約に係る予算執行伺のうち契約初年度の翌年度以降のものについ ては、この限りでない。

4 • 5 [略]

(請求書による原則)

ならない。ただし、次の各号に掲げるもの及び経費の性質により 請求書を提出させることが適当でないと認められるものについて は、これによらないことができる。

(1)~(13) [略]

- (14) 次条第3号、第5号、第6号、第10号、第11号、第14号、 第15号、第18条及び第19号に規定する資金前渡のできる経費
- (15) 県営住宅の家賃、駐車場の使用料、入居敷金その他県営住 宅に関する徴収金に係る還付金

(16) [略]

(資金前渡のできる経費の指定)

経費は、次のとおりとする。

(1)~(20) [略]

(21) 指定金融機関で取り扱うことができない払込取扱票等によ り支払う経費

別表第3(第7条関係)

刊表界3(界)余	:	
本庁会計課の	[略]	
出納員	総務課の金銭分任	[略]
	出納員	
	財産総合管理課の	財産総合管理課に属する
	金銭分任出納員	入札保証金及び契約保証
		金の受入れ並びに受け入
		れた当日に直ちに還付す
		る必要のある入札保証金
		の還付に関すること。
	[略]	
[略]		
県税・総務事	[略]	1 県税に係る徴収金及
務所の出納員		び依頼を受けた県税外
		収入金の収納並びに地
		方法人特別税に係る徴
		収金の受入れに関する
		<u>こと。</u>
		2 宮崎県情報公開条例
		第25条及び宮崎県個人
		情報保護条例第28条に
		規定する公文書の写し
		並びに宮崎県情報公開
		条例第24条の規定によ
		り県が行う情報提供に
		係る資料の写しの作成

宮 崎 県 公 報 平成 30 年 3 月 29 日 (木曜日) 号外 第 13 号

			- 2	引	県	公:		-	平成 30	平 3 月	29 Д (.	木曜日) ·	号外 第 13 号 ——————
													る費用の収納に
												関するこ	こと。
[略]								[略]					
西臼杵支	7庁、	[略]		1 [略]				西臼杵刃	友庁、	[略]		1 [略]	
福祉こと	ごもセ			2 老人社	冨祉法	等の一部		福祉こと	ビもセ				
ンター及	なび福			を改正す	する注	(平成		ンター	及び福				
祉事務所	行の出			2年法征	津第58	3号)附則		祉事務所	折の出				
納員				第7条	ただし	書の規定		納員					
				に基づい	く徴収	金の収納							
				に関する									
				<u>3</u> [略]								<u>2</u> [略]	
				<u>3</u>		:等の一部						<u> </u>	
						、すり 品 注律附則第							
						-							
						だし書の							
						徴収金の							
				収納に									
				5 知的									
						基づく徴							
					収納に	:関するこ							
				<u> と。</u>									
				<u>6</u> [略]]					3 [略]	
[略]								[略]					
表第5(第56条関	目係)					另	表第5(第56条队	月 係)		<u> </u>	
	支出負担	目行為の整	理区分表						支出負担	目行為の整	理区分表		
区分	支出負	支出負	支出負	説明	支	出命令書]	区分	支出負	支出負	支出負	説明	支出命令書
	担行為	担行為	担行為		13	証拠書類			担行為	担行為	担行為		に証拠書類
	として		に必要			して添付			として		に必要		として添付
	整理す		な主な			る主な書			整理す		な主な		する主な書
	る時期		書類		類				る時期		書類		類
 [略]	1,771	1		I		-	1	[略]	1,77	1	1	<u></u>	1
9 物	[略]	1			ļ.		1	9 物	[略]	1			検査調書
品費	LMCI.				1 -			品費	[[_			請求書
の類						.言、 _{開化}] <u>書</u>		の類					補装具交付
の親								り短					
						<u>!約書、請</u>							券又は修理
					畫								券 (扶助費
						<u> </u>							から支出す
						水書							<u> るもの)</u>
						該具交付							
					当	又は修理							
						: (扶助費							
					<u></u>	ら支出す							
					_ <u> </u> <u>3</u>	もの)							
[略]]	[略]					
11 役	[略]]			<u>見</u>	人積書、入	7	11 役	[略]]			検査調書
務費						書、開札		務費					請求書
の類						書、検査		の類					
(6						書、請書		(6					
及び						約書、請		及び					
10に						<u>書</u>		10%					
						<u> </u>							
かか								<u>掲げ</u>					
<u>げる</u>								<u>3</u> 5					
, _								のを					
5 0					- 1		1 1						
もの を <u>除</u> <u>く</u>)								<u>除く</u> 。)					

1 /24 00			(11124)	371 713			<i>></i> \		·IX	
12 委	[略]				見積書、入	12 委	[略]			検査調書
託料					<u>札書、開札</u>	託料				請求書(工
(15					調書、検査	(15				事に関連す
に掲					調書	に掲				る設計、調
げる					請書	げる				查、測量等
もの					契約書	もの				の委託料に
を除					請求書(工	を除				ついては、
<.					事に関連す	<.				工事請負費
)					る設計、調)				の例による
					查、測量等					.)
					の委託料に					
					ついては、					
					工事請負費					
					の例による					
					。)					
13 I.	契約を	契約金	[略	_〔第 106条	1 • 2 [13 I.	契約を	契約金	[略	1 • 2 [
事請	締結す	額 <u>(支</u>		第2項の	略]	事請	締結す	額]	略]
負費		出しよ	-	規定によ	③完成払の	負費	るとき	BA .]	③完成払の
, Ag	<u>(支出</u>	<u> うとす</u>		り契約書	とき	A.S.				とき
	命令の	る額)		の作成及	請求書、					請求書、
	とき)	<u> </u>		び請書の	検査調書					検査調書
				提出を省	、工事目					、工事目
				略するも	的物引渡					的物引渡
				のにあっ	申出書					申出書
										中山百
				<u>ては括弧</u> 書きによ	<u>ただし、</u> 第 106条					
				<u>ることが</u>	第2項の					
				できる。	規定によ					
				1	り契約書					
					の作成及					
					び請書の					
					提出を省					
					<u>略するも</u>					
					のにあっ					
					<u>ては、見</u>					
					<u>積書、請</u>					
4.4.27	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				<u>求書</u>	14 27	□ Fm de □	1		3±_b, =b.
14 公	[略]				請求書、請	14 公	[略]	I		請求書
有財					畫	有財				登記完了を
産購					契約書の写	産購				証する書類
入費					、登記完了	入費				検査調書
					を証する書					
					類					
F4-7					検査調書	F-4-7				
[略]					3± J. ±.	[略]		1		 3±_b.±-
18 補	[略]				請求書	18 補	[略]			請求書
償、					契約書	償、				
補填					<u>請書</u>	補填				
及び						及び				
	1					賠償				
賠償					i	金	ĺ			
						並				
賠償 金 [略]						[略]				
賠償 金	[略]				請求書		[略]			請求書

び出 資金 [略]

備考

支出負担行為の整理区分表 (別表第5・第6) に通ずる全般 的な事項

- 1 支出負担行為の確認を受けようとするときは、必要に応じて次の各号に定める書類を呈示するものとする。
 - (1) 別表第5及び第6の「支出負担行為に必要な主な <u>書類」</u>欄に掲げる書類(ただし、確認のために必要と しないものについては<u>この</u>限りでない。)

 $(2)\sim(4)$ [略]

- 2 支出命令書には<u>別表第5及び第6の「支出命令書に証</u> <u>拠書類として添付する主な書類」</u>欄に掲げる<u>もの</u>のほか <u>次に定める</u>書類を添付しなければならない。
 - (1) 委任状、債権差押えに関する書類その他これに類 する書類
- 3 1件の契約により2回以上に分割して支出する場合の 契約書又は契約書の写しは、最終回の支出命令書に添付 するものとし、分割して支出する支出命令書(最終回の 支出命令書を除く。)に最終回の支出命令書に添付する 旨を表示しなければならない。

別表第7 (第58条関係)

[略]

備考

1 支出負担行為の合議をしようとするときは、必要に応じて $\underline{\gamma}$ の各号に定める書類を $\underline{2}$ 示するものとする。

 $(1)\sim(4)$ [略]

2 支出負担行為の額の変更をしようとする場合において、 その変更前の額又は変更後の額が合議区分の欄に掲げる額 に該当するときは、会計課長(かいにあっては出納員。3 において同じ。)に合議すること。ただし、当該変更が工 事請負費以外の経費に係るものであってその変更後の額が 当初の額の 100分の 130を超えるときは、当該変更後の額 により合議区分を決定すること。

3 単価契約に係るものについては、当該契約を締結すると きにすべて会計課長に合議すること。

別表第10 (第 152条の2関係)

主管の部局又はかい名	物品取扱者を置く出先機関等名
[略]	
総合農業試験場	[略]

び出 資金 [略]

備考

支出負担行為の整理区分表<u>に係る</u>事項<u>(別表第6において同じ。)</u>

- 1 支出負担行為の確認を受けようとするときは、必要に応じて次に掲げる書類を提示するものとする。
 - (1) 支出負担行為に必要な主な書類の欄に掲げる書類 (ただし、確認のために必要としないものについては <u>この</u>限りでない。)

 $(2)\sim(4)$ [略]

2 支出命令書には、支出命令書に証拠書類として添付す <u>る主な書類の</u>欄に掲げる<u>書類</u>のほか、<u>委任状、債権差押</u> <u>えに関する書類その他これに類する</u>書類を添付しなけれ ばならない。

別表第7 (第58条関係)

[略]

備考

1 支出負担行為の合議をしようとするときは、必要に応じて次に掲げる書類を提元するものとする。

(1)~(4) [略]

- 2 支出負担行為の<u>内容</u>の変更をしようとする場合<u>における</u> 合議については、次のとおりとする。
 - (1) 支出負担行為の額を変更しようとする場合において 、その変更前の額又は変更後の額が合議区分の欄に掲げ る額に該当するときは、会計課長(かいにあっては、出 納員)に合議すること。ただし、当該変更が工事請負費 以外の経費に係るものであってその変更後の額が当初の 額の 100分の 130を超えるときは、当該変更後の額によ り合議区分を決定すること。
 - (2) 支出負担行為の額の変更を伴わない場合は、債権者 情報(管理課、会計課又は物品管理調達課で登録してい るものに限る。)の変更を目的とするものを除き、会計 課長(かいにあっては、出納員)に合議すること。
- 3 単価契約に係るものについては、当該契約を締結すると きに全て会計課長(かいにあっては、出納員)に合議する こと。

別表第10 (第 152条の2関係)

主管の部局又はかい名	物品取扱者を置く出先機関等名
[略]	
総合農業試験場	[略]

平成 30 年 3 月 29 日 (木曜日) 号外 第 13 号

宮崎県公報

| 薬草・地域作物センター | 病害虫防除・肥料検査センター | [略]

別記様式を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第60条第14号の改正規定及び別記様式を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の宮崎県財務規則別表第5の規定は、平成30年度以後の年度の予算による支出から適用し、平成29年度以前の年度の予算による支出については、なお従前の例による。

児童手当の支給に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第25号

児童手当の支給に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

児童手当の支給に係る事務の委任に関する規則(昭和46年宮崎県規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 改正後 別表 別表(第2条、第4条、第5条関係) 1 宮崎県教育委員会及び宮崎県教育委員会の所 [略] 宮崎県教育委員会及び宮崎県教育委員会の所 [略] 管に属する地方教育行政の組織及び運営に関す 管に属する地方教育行政の組織及び運営に関す る法律(昭和31年法律第 162号)第30条に規定 る法律(昭和31年法律第 162号)第30条に規定 する学校その他の教育機関の職員(ただし、教 する教育機関の職員(教育長、副教育長及び教 育長、教育次長及び県教育庁組織規則(昭和50 育次長並びに県教育庁組織規則(昭和50年教育 委員会規則第4号) 第1条に規定する課の職員 年教育委員会規則第4号) 第1条に規定する課 及び室の職員を除く。) を除く。) [略] [略]

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県食品開発センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第26号

宮崎県食品開発センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県食品開発センター管理規則(平成26年宮崎県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第1条中「フード・オープンラボ」の次に「及びおいしさ・リサーチラボ」を加え、「「フード・オープンラボ」」を「「フード・オープンラボ等」」に改める。

第2条から第5条までの規定中「フード・オープンラボ」の次に「等」を加える。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第27号

宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則(平成24年宮崎県規則第51号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 改正後 別表第1 (第2条関係) 別表第1(第2条関係) [略] [略] 訓練科 訓練の対象 教科 訓練期間及 設備 訓練科 訓練の対象 教科 訓練期間及 設備 訓練 となる技能 び訓練時間 種 名 訓練 専しとなる技能 び訓練時間 種 攻 及びこれに (単位は時 别 攻|及びこれに (単位は時 别 系 称 系 称 科|関する知識 間とする。 科関する知識 間とする。 の範囲 の範囲 「略] 1 「略] [略] [略] 1 系基礎 金 1 系基礎 金 属 属 (1) [略] [略] (1) [略] [略] 加 (2) 実技 290 加 (2) 実技 300 工 [略] 工 [略] 系 系 [略] [略]

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

外部監査人となる資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第28号

外部監査人となる資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

外部監査人となる資格を証する書面の閲覧に関する規則(平成11年宮崎県規則第25号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

1 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 252条の36第5 項又は第 252条の39第9項(同法第 252条の40第4項、第 252条 の41第4項、第 252条の42第4項又は第 252条の43第3項におい で準用する場合を含む。)の規定による告示の際、併せて地方自 治法施行令(昭和22年政令第16号)第 174条の49の25第2項又は 第 174条の49の33第2項(同令第 174条の49の38第1項、第 174 条の49の39第1項、第 174条の49の40第1項又は第 174条の49の 42第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の 閲覧の場所及び期間を告示するものとする。

改正前

1 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第 252条の36第6</u> 項又は第 252条の39第9項(同法第 252条の40第4項、第 252条の41第4項、第 252条の42第4項又は第 252条の43第3項において準用する場合を含む。)の規定による告示の際、併せて地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 174条の49の25第2項又は第 174条の49の33第2項(同令第 174条の49の38第1項、第 174条の49の39第1項、第 174条の49の40第1項又は第 174条の49の42第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の閲覧の場所及び期間を告示するものとする。

改正後

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。